

平成25年度

新成長設備投資促進事業

事業案内

平成25年4月

 Niigata
Industrial
Creation
Organization 公益財団法人
にいがた産業創造機構

目 次

1	事業の概要	3
2	事業の流れ	6
3	新成長設備投資促進事業に関連する融資の概要	10
4	新成長設備投資促進事業実施要領・様式	12

新成長設備投資促進事業に関するお問い合わせ先



Niigata
Industrial
Creation
Organization

(公財)にいがた産業創造機構

TEL : (025) 246-0056

FAX : (025) 246-0030

1 事業の概要

(1) 新成長設備投資促進事業の目的

新たな成長が期待できる分野における企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図ることを目的とします。

(2) 支援内容

設備の導入に必要な資金の一部について、所定の利子に相当する金額を助成します。

(3) 助成対象者

当事業の取扱金融機関（以下、「取扱金融機関」という。）が行う（5）に定める融資の利用により、設備を導入する者であり、次の①から⑤のいずれかに該当する方。（ただし、交付申請時点において、融資を受けていないこと、かつ、原則として平成27年2月28日までに設備の導入を完了することが必要です。）

- ① 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- ② 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ④ 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- ⑤ 農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること）又は認定農業者
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人

(4) 助成の要件

交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。）が1名以上増加していること。

(5) 助成の対象となる融資

取扱金融機関が行う次の条件に該当する融資。

資金使途	設備資金（土地の取得資金を除く。）
融資金額	1,000万円以上3億円以内 （3億円超も対象。ただし、助成対象は3億円まで）

融 資 期 間	1年以上10年以内（据置1年以内）
融 資 利 率	上限利率はみずほCBが公表する長期プライムレートとする。
返 済 方 法	元金均等返済又は元利均等返済
担 保 ・ 保 証 人	金融機関の審査基準による
貸 付 方 法	証書貸付

（注）信用組合は全国信用組合連合会代理貸付「くみれん地域サポートローン」も対象

（6）申込方法

取扱金融機関において融資の申込みを行ったうえで、（公財）にいがた産業創造機構に新成長設備投資促進事業助成対象事業計画書を提出してください。

事業計画書の提出に必要な書類は、取扱金融機関に用意してあるほか、（公財）にいがた産業創造機構ホームページ（<http://www.nico.or.jp/>）からも入手できます。

（7）取扱金融機関

新潟県中小企業制度融資（県制度融資）の取扱金融機関とする。

【参考】県制度融資の取扱金融機関

県制度融資は次の金融機関の県内営業店で取り扱っています。

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、魚沼みなみ農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協

（8）助成対象事業計画書の受付期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

※事業計画に必要な書類のうち、作成に日数を要する場合がある書類（金融機関の協力を得て作成する書類）があるため、金融機関への融資申込や助成金の事業計画提出は期日に余裕を持って行ってください。

（9）審査基準

事業計画書に基づき、設備投資計画の期待効果、および常用雇用者の増加人数と付加価値額の増加額の達成可能性を審査し、投資効果の高い案件を優先して採択します。

なお、採択者へは採択決定通知を、不採択者へは不採択通知を送付します。

(10) その他の書類の提出締切日

①助成金交付申請 → 採択決定後2週間以内

②遂行状況報告書 → 設備の発注後10日以内、および金融機関から融資を受けた後10日以内

③実績報告書

設備の導入が、平成26年2月28日までに完了の場合	設備の導入が、平成26年3月1日以降に完了の場合
設備代金の支払後25日以内、又は平成26年3月25日のいずれかの早い期日	設備代金の支払後25日以内、又は平成27年3月25日のいずれかの早い期日

※ 実績報告書には設備代金の領収書の写しを添付する必要がありますので、提出までの間に設備代金の支払いを終えてください。

④助成金支払請求書 → 実績報告書の提出日以降

※ 契約等により助成金分を含む設備代金の前払いが必要な場合は、納入前の概算払いも可能です。(事前に相談が必要です。)

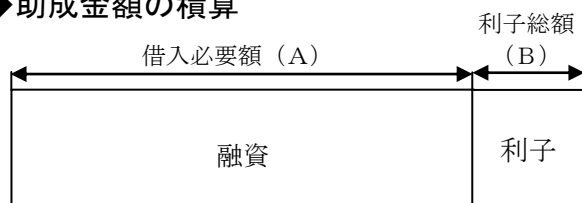
(11) 事後検査の実施

助成対象となる設備導入の完了後3年間、事業効果測定の参考資料とするため、助成対象者への検査を実施しますので、予めご承知おきください。(→「新成長設備投資促進事業実施要領」第16条 参照)

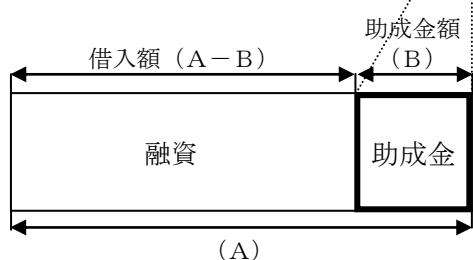
2 事業の流れ

- ①取扱金融機関において、新成長設備投資促進事業を利用する旨を伝え、前記1（5）の融資条件で融資申込をしてください。
- ②融資額・返済期間等を金融機関とご相談のうえ、金融機関の協力により「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成してください。

◆助成金額の積算



◆実際の借入額



- ・実際の借入額（ $A - B$ ）が5,000万円以上かつ3億円以下となること。
- ・実際の設備導入額が3億円を超える場合であっても、助成金額を積算する場合の借入必要額（ A ）は3億円（融資限度額）を上限とする。
- ・助成金額（ B ）の積算に当たり、導入必要額（ A ）は、消費税を抜いた設備金額となります。

※借入（ $A - B$ ）と助成金（ B ）により設備を導入

- ③「助成対象事業計画書」（第1号様式 別紙1）を作成し、「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）および必要な添付書類とともに、（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。
- ④（公財）にいがた産業創造機構において新成長設備投資促進事業の助成要件（→3ページ）に適合しているか、確認します。
- ⑤（公財）にいがた産業創造機構の審査会において、事業計画書を審査し、投資効果の高い設備投資案件を優先して採択します。
- ⑥審査会において採択された場合、助成対象者として「助成金交付申請書」（第1号様式）を作成し、交付申請を行います。
- ⑦助成金の交付決定が行われます。

※審査会の結果（採択の可否）については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

助成金の交付が決定された場合であっても、金融機関から融資が行われないこととなった場合は、助成金の交付対象とはなりませんので、交付決定が取り消されます。

※交付決定後、金融機関からの融資額や設備の購入予定額に変更があった場合は、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に報告したうえで、「変更承認申請書」（第3号様式）および「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成のうえ、提出してください。

※変更承認申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

⑧購入先への設備の発注後、「事業遂行状況報告書」（第6号様式）を作成し、契約書または発注書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑨金融機関から融資が実行された後、「事業遂行状況報告書」（第6号様式）を作成し、融資計算書（または融資残高証明書）および返済明細書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑩設備が納入され、代金の支払後、「実績報告書」（第7号様式）及び「助成金支払請求書」（第8号様式）を作成し、請求書及び領収書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

※設備購入の際に値引き等が行われた場合は助成金額を減額するので、実際の設備購入額に基づいて「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成し、実績報告書とあわせて提出してください。

⑪提出書類の確認後、（公財）にいがた産業創造機構から助成金が支給されます。

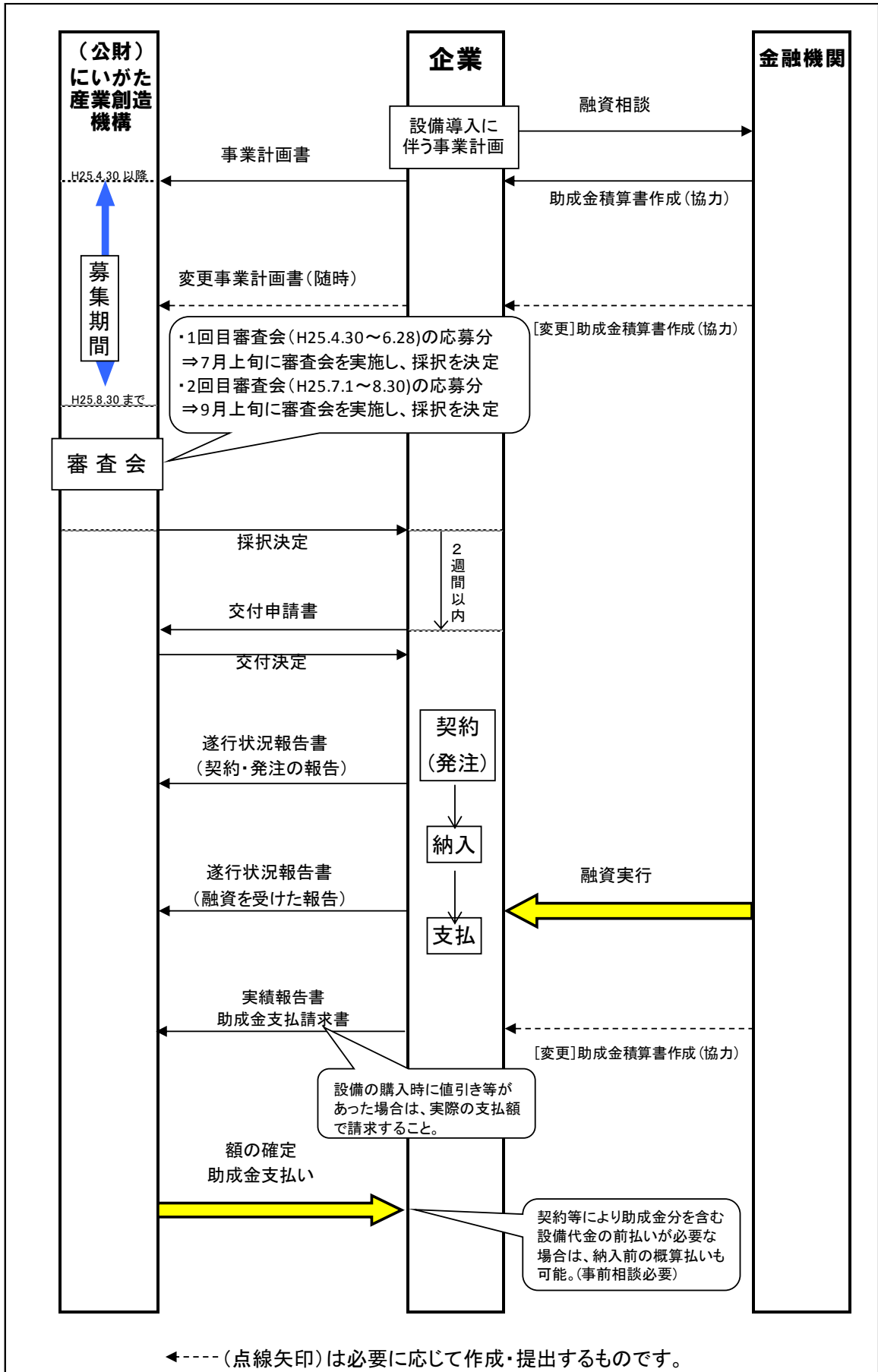
◆助成金の支払時期

助成金支払請求書の提出日	支払時期
1～15日	同月の30(31)日払い
16日～30(31)日	翌月15日払い

※3月の支払日については、原則として15日のみ。

※契約等により助成金分を含む設備導入代金の前払い等が必要な場合は事前に（公財）にいがた産業創造機構に相談してください。

■新成長設備投資促進事業の手続きの流れ



■新成長設備投資促進事業の利用に伴う制限について

新成長設備投資促進事業の助成金を利用して設備を導入する場合、次のような制限が生じますのでご注意ください。

- (1) 助成金の交付を受けるために利用した融資については、やむを得ない理由がある場合を除き、融資実行後は繰上償還を行うことはできません。
- (2) 助成金を利用して導入した設備を一定期間内に処分する場合は、事前に（公財）にいがた産業創造機構の承認を受ける必要があります。この承認を受けて設備を処分した際に、収入があったときは助成金の全部または一部を返還してもらう場合があります。

■新成長設備投資促進事業助成金の返還に伴う注意事項について

助成金の返還が発生した際に、納付期日を守らなかった場合は延滞金が発生するのでご注意ください。

（公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱より抜粋）

「第17条 助成事業者等は、助成金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を機構に納付しなければならない。」

3 新成長設備投資促進事業に関連する融資の概要

1 対 象 者	<p>(1) 会社法第2条第1号に定める会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者</p> <p>(3) 事業協同組合等 次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者</p> <p>① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会</p> <p>② 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会</p> <p>《中小企業者の範囲》</p> <p>※「資本金または出資金」と「従業員数」のどちらかの要件を満たしていることが必要。</p> <table border="1" data-bbox="491 936 1474 1568"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>資本金または出資金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 業 等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小 売 業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 農業を営む個人若しくは法人（ただし、農業を2年以上営んでいること）又は認定農業者</p> <p>(5) 医業を主たる事業とする法人</p>	業種区分	資本金または出資金	従業員数	製 造 業 等	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下	卸 売 業	1億円以下	100人以下	小 売 業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
業種区分	資本金または出資金	従業員数																										
製 造 業 等	3億円以下	300人以下																										
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下																										
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下																										
卸 売 業	1億円以下	100人以下																										
小 売 業	5千万円以下	50人以下																										
サービス業	5千万円以下	100人以下																										
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																										
旅館業	5千万円以下	200人以下																										
2 資 金 使 途	<p>「健康・福祉・医療」、「新エネルギー」、「観光」等、新たな成長が期待される分野において、県経済への投資効果の高い設備投資を促進する資金（設備資金）</p> <p>※ 新增設に限る。ただし、観光施設等は大規模改修を含む。</p> <p>※ 土地の取得資金を除く。</p>																											

3 融資金額	1,000万円以上3億円以内 ※ 3億円超も対象。ただし、助成対象は3億円まで。 ※ 一企業あたり上限金額まで複数回利用可能。
4 融資期間	1年以上10年以内（据置1年以内）
5 融資利率	上限利率はみずほCBが公表する長期プライムレートとする。 ※ 融資実行時の利率は、原則、融資申込時の（助成金算定に用いた）利率と同一とする。 ただし、融資申込時から実行までの間に、長プラが上昇した場合、金融機関はその上昇幅の範囲内で、融資申込時の利率を引き上げることがある。なお、この場合であっても助成金の交付決定額は変更しない。 ※ 融資後の利率は、金融機関の基準金利に連動して見直すことがある。
6 返済方法	元金均等返済又は元利均等返済
7 担保・保証人	金融機関の審査基準による
8 貸付方法	証書貸付
9 繰上返済	やむを得ない理由がある場合を除き、繰上返済は認めない。

4 新成長設備投資促進事業実施要領・様式

(趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、新たな成長が期待できる分野における企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図るため、企業等が行う設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「取扱金融機関」とは、この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟縣信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三条信用組合、新潟大栄信用組合、塩沢信用組合、新栄信用組合、太陽信用組合、興栄信用組合、五泉信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北越後農業協同組合、越後中央農業協同組合、越後ながおか農業協同組合、柏崎農業協同組合、十日町農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合、魚沼みなみ農業協同組合、越後さんとう農業協同組合及びにいがた南蒲農業協同組合の県内営業店とする。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、別表1に定める融資の利用により設備を導入する者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。）が1名以上増加する者であること。

- (1) 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者
- (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- (4) 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会

(5) 農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること。）又は認定農業者

(6) 医業を主たる事業とする法人

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が別表1に定める融資を受けて行う設備の導入とする。

(助成金の交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表3に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

(助成金の交付条件)

第6条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業の実施により導入する設備を発注した後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
- (5) 助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関から受けた後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
- (6) 助成事業の実施により導入する設備については、別表4に定める期日までに導入を完了するものであること。
- (7) 助成事業の実施により導入する設備については、新潟県内に設置するものであること。
- (8) 助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資については、やむを得ない理由がある場合を除き、繰上償還を行わないこと。
- (9) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
- (10) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (11) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式により、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に際しては、別記第2号様式による助成金申請額積算報告書をあわせて提出すること。
- 3 第1項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、第3条に掲げる要件についての適合性を確認したうえで、別に定める審査会の結果に基づき助成金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。
 - (1) 助成対象者が助成事業の実施に伴い利用する融資を受けることができないとき
 - (2) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき
 - (3) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあるとき
- 3 理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。
- 4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 助成金の交付申請額を変更する場合
- (2) 助成事業の内容を著しく変更するものと理事長が認める場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第6条第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第5号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第14条 第6条第4号及び第5号の規定による理事長への報告については、理事長の指定する期日までに別記第6号様式による事業遂行状況報告書を提出するものとする。

(実績報告)

第15条 助成対象者は、別記第7号様式による実績報告書を別表5に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第16条 理事長は、助成対象者に対し、必要に応じて中間検査、確定検査及び事後検査を実施することができる。

(助成金の支払)

第17条 理事長は、必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 助成金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記第8号様式による助成金支払請求書を理事長に提出しなければならない。

(融資の繰上償還)

第18条 助成対象者のやむを得ない理由により、助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関に繰上償還を行う場合は、理事長に対し別記第9号様式による繰上償還承認の申請を行わなければならない。

2 理事長は、前項の承認をした場合、当該繰上償還により助成対象者の利子支払額の減少があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

(取得財産の処分)

第19条 この助成金により取得した財産で、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

2 助成対象者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第10号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。

3 理事長は、前項の承認をした場合、当該処分により助成対象者に収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

(交付決定の取り消し)

第20条 理事長は、助成事業者が助成事業の実施に伴い利用する融資を受けることができない場合、助成事業の円滑な遂行に著しい遅延が生じた場合、助成事業が実施期間中に完了する見込みがないと認められる場合、またはこの要領に定める様式及び添付書類を指定された期日までに提出しなかった場合には、交付決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、当該助成事業に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 18 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

(附 則)

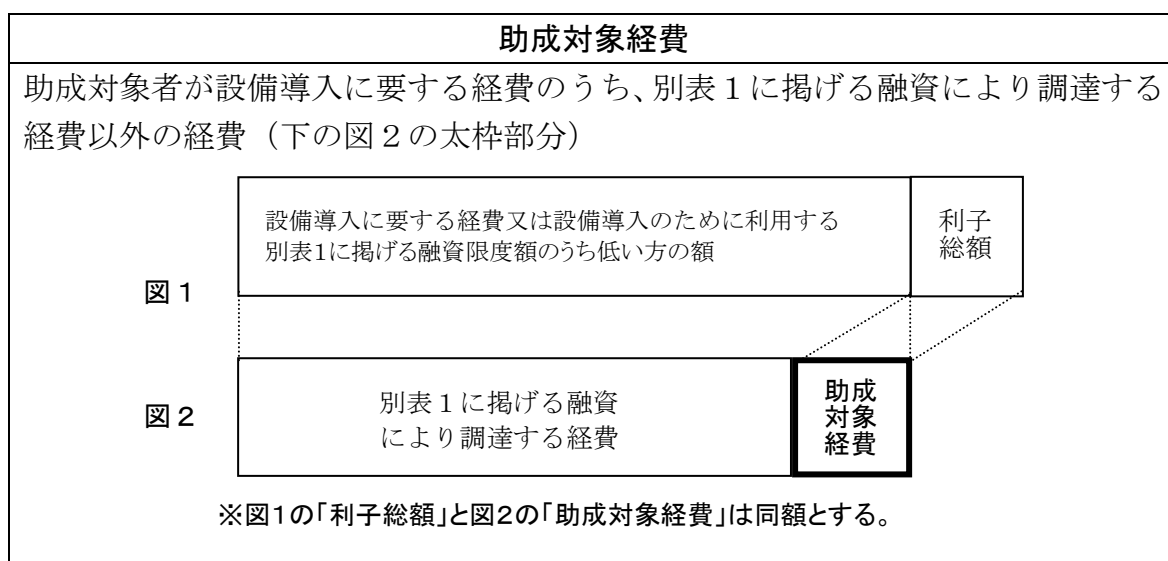
- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

別表1 助成対象となる融資の利用形態及び条件

融資の利用形態	備 考
取扱金融機関が行う融資	交付申請時点において、左記の融資を受けていないこと。
全国信用組合連合会代理貸付 「くみれん地域サポートローン」	信用組合において取り扱うもの。 交付申請時点において、左記の融資を受けていないこと。

融資の条件	
資金用途	設備資金（土地の取得資金を除く。）
融資金額	1,000万円以上3億円以内
融資期間	1年以上10年以内（据置1年以内）
融資利率	上限利率はみずほCBが公表する長期プライムレートとする。
返済方法	元金均等返済又は元利均等返済
担保・保証人	金融機関の審査基準による。
貸付方法	証書貸付

別表2 助成対象経費



別表3 助成率

助成率
10分の10以内

別表 4 設備導入期限

設備導入期限
原則として平成 27 年 2 月 28 日までに導入を完了するものであること。ただし、 交付決定日（変更を除く。）から最長 2 年間まで延長できることとする。

別表 5 実績報告提出期限

設備の導入が平成 26 年 2 月 28 日までに完了の場合	設備の導入が平成 26 年 3 月 1 日以降に完了の場合
設備代金の支払後 25 日以内、又は平成 26 年 3 月 25 日のいずれかの早い期日	設備代金の支払後 25 日以内、又は平成 27 年 3 月 25 日のいずれかの早い期日

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を下記のとおり行いたいので、新成長設備投資促進事業実施要領第7条の規定により助成金の交付を申請します。

記

1 助成事業の内容（計画）

別紙のとおり

2 助成対象要件への該当内容

別紙のとおり

3 経営計画書

別紙のとおり

4 助成金交付申請額

金 円

[添付書類]

(1)別紙1「新成長設備投資促進事業 助成対象事業計画書」

(2)第2号様式「新成長設備投資促進事業 助成金申請額積算報告書」

※上記(1)及び(2)については、既に提出済みのものから変更がない場合には、省略することができる。

[注意事項]

(1)上記4の助成金交付申請額については、第2号様式の(2)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。

(2)この助成金交付申請の審査結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第2号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

新成長設備投資促進事業 助成対象事業計画書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

		作成日		年	月	日
企業名	電話番号	— —				
	FAX番号	— —				
代表者氏名	印	担当者氏名				
所在地	〒	役員数	人	従業員数	人	人
業種	【○印をつけてください】 1. 金属製品製造業 2. 一般機械器具製造業 3. 電気機械器具製造業 4. その他製造業 () 5. サービス業 6. 建設業 7. 小売業 8. 運輸業 9. 医療法人 10. 卸売業 11. 飲食業 12. その他 ()					
【事業計画の審査には、以下への同意が必要です。内容確認のうへ、□にチェックをしてください。】 <input type="checkbox"/> 私は、事業計画書の提出にあたり、別紙2「個人情報の提供及び『新成長設備投資促進事業助成金交付申請書』等の取扱いに関する同意書」に記載のとおり、個人情報の提供等について同意いたします。 <input type="checkbox"/> 私は、助成対象事業の完了後実施される事後検査への協力について同意いたします。						

1 助成対象要件への該当内容

交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。）が1名以上増加すること。			
雇用(予定) 年月日	年 月 日	雇用期間の定め (どちらかに○印)	・無 ・有 (月 日まで) ※「有」の場合は契約更新の定めがあること。
常用雇用者数(交付申請の属する月の6か月前)	年 月 名	常用雇用者数見込 (設備導入完了時)	年 月 名
[必要な添付書類] 該当する雇用を行った際の労働条件通知書又は雇用契約書の写し ※雇用予定の場合は定められた期間までに雇用を行い、速やかに添付書類を提出すること			

[添付書類]

- (1) 導入する設備の見積書、カタログ、図面
- (2) 上記1「助成対象要件への該当内容」の該当する要件において必要な添付書類
- (3) 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
- (4) 別紙2「個人情報の提供及び『新成長設備投資促進事業助成金交付申請書』等の取扱いに関する同意書」
- (5) その他理事長が必要と認める書類

下記(1)から(5)のうち該当するいずれかの要件の□にチェックを入れること。

<input type="checkbox"/> (1) 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
<input type="checkbox"/> (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者
<input type="checkbox"/> (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
<input type="checkbox"/> (4) 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
<input type="checkbox"/> (5) 農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること。）又は認定農業者
<input type="checkbox"/> (6) 医業を主たる事業とする法人

2 助成事業の内容（計画）

※枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。

導入する設備の具体的な内容及び金額等	設備名	金額（単位：円）		導入完了予定日及び設置場所	
		税抜計			円
		消費税			円
合計		円			

導入する設備の具体的な目的・効果等	【○印をつけてください】 1 新設 2 増設 3 改修（観光施設のみ）

全体の資金調達計画	
新成長設備投資促進事業助成金	円
金融機関借入金	円
その他借入金	円
自己資金	円
合計	円

設備導入の状況	
設備導入の動機	【①から④のうち、あてはまるものに○印】 この助成金を知り、設備投資を決めた
	①そう思う ②どちらかといえばそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
設備導入に伴う新規雇用者数	人 (うち常用雇用者 人)

3 設備投資計画の具体的な内容

内 容	
<p>(1) 設備投資により生み出される製品やサービスの特徴</p> <p>※ 商品の機能・性能・サービスの内容（サイズ、重量、精度、耐久性、利便性、簡便性、操作時間、顧客との双方向性など）について記入してください。</p>	
<p>(2) 市場や顧客ターゲットの設定と当該区分別売上高</p>	
<p>(3) 調達及び販売プロモーションの方法</p>	
<p>(4) 人材確保と育成方法 (必要とする技術・ノウハウ)</p>	
<p>(5) 競合状況と勝つためのシナリオ</p>	
<p>(6) 価格政策</p>	
<p>(7) その他 ()</p>	

4 経営計画書

【経営計画書】—会社全体（又は該当事業部門）—

（金額単位：千円）

	2年前 (H / 月期)	1年前 (H / 月期)	直近期末 (H / 月期)	1年後 (H / 月期)	2年後 (H / 月期)	3年後 (H / 月期)
①売上高						
②売上原価						
製造原価						
材料費						
労務費						
その他製造経費						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費及び 一般管理費						
⑤営業利益						
⑥営業外費用						
支払利息						
⑦経常利益 (⑤-⑥)						
⑧人件費						
⑨減価償却費						
普通償却額						
特別償却額						
⑩付加価値額 (⑤+⑧+⑨)						
⑪常用雇用者数						
⑫一人当たり付加価値額 (⑩÷⑪)						
⑬運転資金	—	—	—			
⑭設備資金調達額	—	—	—			
金融機関 (銀行)	—	—	—			
自己資金	—	—	—			
その他	—	—	—			

注1：各種指標の算定 「営業利益」=売上総利益（売上高-売上原価）-販売費及び一般管理費
「経常利益」=営業利益-営業外費用（支払利息、新株発行費等）※営業外収益は含めない
「人件費」=給与手当+賞与+法定福利費+福利厚生費+労務費
「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費

注2：「⑩付加価値額」及びその算定に必要な「⑤営業利益」「⑧人件費」「⑨減価償却費」並びに「⑪常用雇用者数」は必ず記載すること。

基本的に設備投資に係る分について作成する必要があります。ただし、会社全体と分けることが困難な場合は、注3以外は省略できますが、記載欄については、可能なかぎり記載してください。

〔経営計画書〕—導入する設備投資に係る経営計画— (金額単位：千円)

	2年前 (H / 月期)	1年前 (H / 月期)	直近期末 (H / 月期)	1年後 (H / 月期)	2年後 (H / 月期)	3年後 (H / 月期)
①売上高						
②売上原価						
製造原価						
材料費						
労務費						
その他製造経費						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費及び 一般管理費						
⑤営業利益						
⑥営業外費用						
支払利息						
⑦経常利益 (⑤-⑥)						
⑧人件費						
⑨減価償却費						
普通償却額						
特別償却額						
⑩付加価値額 (⑤+⑧+⑨)						
⑪常用雇用者数						
⑫一人当たり付加価値額 (⑩÷⑪)						
⑬運転資金	-	-	-			
⑭設備資金調達額	-	-	-			
金融機関 (銀行)	-	-	-			
自己資金	-	-	-			
その他	-	-	-			

注1：新成長設備投資促進事業により導入する設備計画について記入すること。

注2：各種指標の算定 「営業利益」=売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費
「経常利益」=営業利益-営業外費用(支払利息、新株発行費等) ※営業外収益は含めない
「人件費」=給与手当+賞与+法定福利費+福利厚生費+労務費
「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費

注3：「⑩付加価値額」及びその算定に必要な「⑤営業利益」「⑧人件費」「⑨減価償却費」並びに「⑪常用雇用者数」は必ず記載すること。

別紙2（第1号様式）

個人情報の提供及び「新成長設備投資促進事業
助成金交付申請書」等の取扱いに関する同意書

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

住 所

氏 名 印

私は、標記の助成金の交付申請等を行うにあたり、（公財）にいがた産業創造機構が審査を行うために必要な次に掲げる情報を貴公益財団に対し提供することについて同意いたします。

また、新成長設備投資促進事業の実施状況の確認のため、貴公益財団が保有する次に掲げる情報及び交付申請等の内容、審査結果、助成金額等必要な情報を新潟県に対して提供することについて同意いたします。

- ①住所・氏名・連絡先等、属性に関する情報
- ②融資残高・返済状況に関する情報
- ③経営に関する情報
- ④その他、（公財）にいがた産業創造機構が申請の審査を行うために必要な情報

なお、貴公益財団から新成長設備投資促進事業実施要領に定める第2号様式の作成協力金融機関に対し、標記の助成金の交付申請（変更承認申請を含む。）の審査結果を情報提供することについて、あわせて同意いたします。

新成長設備投資促進事業 助成金申請額積算報告書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

		作成日	年	月	日
企業名	印	電話番号	—	—	
		FAX番号	—	—	
代表者氏名		担当者氏名			
所在地	〒				

新成長設備投資促進事業助成金の交付を申請するにあたり必要な事項を次のとおり報告します。

(1) 設備導入額 (A)本体価格 _____ 円 (消費税抜き)
※別紙1(第1号様式)の「2助成事業の内容」の「金額」の「税抜計」欄の金額と一致すること。

(2) 助成金申請額の積算

①融資限度額 3億円 (上記(1)の(A)又融資限度額のうち低い方の額)

②融 資 額 (B) _____ 円 ※自己資金等を除く融資額のみを記載

③融資期間 _____年 _____か月 (うち据置期間 _____年 _____か月)

④融資利率 年 _____%

⑤返済方法 (どちらかに○印) ・元利均等 ・元金均等

⑥上記①～⑤の条件で算出した利子の総額 _____ 円

⑦助成金申請額 (C) _____ 円 (上記⑥の額から 千円未満を切り捨てた額)

(3) 実際の融資額等

①融 資 額 _____ 円 ※別紙1(第1号様式)の「2助成事業の内容」の「全体の資金調達計画」の「金融機関借入金」欄の金額と一致すること。

②融資期間 上記(2)の③

③融資利率 上記(2)の④

④返済方法 上記(2)の⑤

⑤上記①～④の条件で算出した利子の総額 _____ 円

記入上の注意事項

- (1) この様式は融資を受ける金融機関の協力により作成すること。
- (2) この様式は2部作成し、1部を(公財)にいがた産業創造機構に提出し、1部を報告者の控えとすること。
- (3) 記入事項を訂正した報告書は無効とする。
- (4) 融資利率については、融資実行時の利率と異なる場合がある (P. 11 参照)。

作成協力金融機関名 (本支店名も記入)		担当部署・担当者名	印
住所	〒		
TEL	FAX	※この欄は作成に協力した金融機関でご記入ください。	

第3号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり変更承認を受けたいので、新成長設備投資促進事業実施要領第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 助成金額等

	変更前	変更後
助成金交付申請額	円	円
助成金交付決定済額	円	

(2) 助成事業の内容（計画） 別紙のとおり

[添付書類]

- (1) 助成金交付申請額に変更がある場合、導入する設備の見積書又は契約書・発注書等の写し（金額がわかるもの）
- (2) 助成金交付申請額に変更がある場合、変更後の内容により作成した第2号様式「新成長設備投資促進事業 助成金申請額積算報告書」

[注意事項]

- (1) 助成金交付申請額に変更がある場合、上記2(1)の変更後の助成金交付申請額については第2号様式の(2)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。
- (2) この変更承認申請の申請結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第2号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

別紙（第3号様式）

新成長設備投資促進事業助成金変更交付申請書（別紙）

1 助成事業の内容（計画） ※枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。

導入する設備の具体的な内容及び金額等	設 備 名	金 額（単位：円）		導入完了予定日 及び設置場所	
		税抜計	円		
		消費税	円		
		合 計	円		

（裏面に続く）

導入する設備の具体的な目的・効果等	【○印をつけてください】 1 新設 2 増設 3 改修（観光施設のみ）

全体の資金調達計画	
新成長設備投資促進事業助成金	円
金融機関借入金	円
その他借入金	円
自己資金	円
合 計	円

第4号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、新成長設備投資促進事業実施要領第11条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式（第12条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業が予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）ので、新成長設備投資促進事業実施要領第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の進捗状況

2 遅延等の内容及び原因

3 遅延等に対してとった措置

4 助成事業の遂行及び完了の予定

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒
所在地
企業名 印
代表者名

新成長設備投資促進事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、新成長設備投資促進事業実施要領第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

該当するものに○印	報告事項	報告事項の発生日
	導入する設備を発注した。 [添付書類] ・契約書又は発注書等の写し	平成 年 月 日
	金融機関から融資を受けた。 （融資の名称： ） [添付書類] ・融資計算書（又は残高証明書）及び返済明細書の写し	平成 年 月 日

[注意事項]

- ・この様式は、上記報告事項の発生の度に、発生後10日以内に添付書類とともに提出すること。

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業を完了したので、新成長設備投資促進事業実施要領第15条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金等の実績

区 分	金 額	備 考
交付決定済額	円	
助成金受領済額（A）	円	
設備発注額（B）	円	第6号様式提出時に添付の契約書又は発注書の金額を記入すること
設備導入額（C）	円	添付の領収書のコピーを記入すること
助成金再積算額（D）	円	設備の発注額(B)よりも実際の導入額(C)が低い場合(B>Cとなる場合)、添付の第2号様式の(2)の⑦のコピーを記入すること
常用雇用者数	年 月 名	交付申請の属する月の6か月前
	年 月 名	設備導入完了時(※実績報告時)

[添付書類]

- (1) 導入した設備の写真
- (2) 設備導入代金の領収書の写し
- (3) 上記の設備発注額（B）よりも実際の設備導入額（C）が低い場合（B＞Cとなる場合）、実際の設備導入額により積算した第2号様式「新成長設備投資促進事業 助成金申請額積算報告書」

[注意事項]

- (1) この様式は、設備の導入が、平成26年2月28日までに完了する場合には、設備導入代金の支払後25日以内、又は平成26年3月25日のいずれか早い期日までに、また、設備の導入が平成26年3月1日以降に完了する場合には、設備導入代金の支払後25日以内、又は平成27年3月25日のいずれか早い期日までに提出すること。
- (2) 助成金受領済額（A）が助成金再積算額（D）よりも大きい場合（A＞Dとなる場合）、助成金の返還が必要となります。

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒
所在地
企業名 印
代表者名

新成長設備投資促進事業助成金支払請求書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業について、新成長設備投資促進事業実施要領第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円（該当区分に○印 ・精算払 ・概算払）

2 振込先

振込金融機関	銀行／金庫 支店
預貯金の種別	普通 / 当座 （該当するものに○印）
預貯金口座番号	
金融機関に登録した住所	〒
フリガナ	
預貯金口座名	

[添付書類]

- ・設備導入代金の請求書の写し

[注意事項]

- (1) この様式は、導入する設備が納入され、請求書が発行された後に提出すること。
- (2) 契約等の定めにより設備納入前に助成金の支払いが必要な場合は、あらかじめ（公財）にいがた産業創造機構に相談すること。

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業に係る繰上償還承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業の実施に伴い利用した融資の繰上償還を行いたいので、新成長設備投資促進事業実施要領第18条の規定により承認を申請します。

記

1 利用した金融機関及び融資の名称

()

2 融資を受けた年月日

平成 年 月 日

3 繰上償還を行う理由

[注意事項]

- ・繰上償還により利子支払額が減少する場合、交付した助成金の全部又は一部を（公財）にいがた産業創造機構に返還させることがある。

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

新成長設備投資促進事業に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業により取得した財産を処分したいので、新成長設備投資促進事業実施要領第 19 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

[添付書類]

- ・財産の処分により収入又は支出が発生するときは、その金額がわかる資料

[注意事項]

- (1)様式内に書ききれない場合は別紙に記載すること。（様式任意）
- (2)財産処分により収入が発生する場合、交付した助成金の全部又は一部を（公財）にいがた産業創造機構に返還させることがある。

(参考様式)

新産創第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長

新成長設備投資促進事業交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請（変更承認申請）のあった標記事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 助成事業の内容 交付申請書（変更承認申請書）のとおり
- 3 助成金の交付条件
 - (1)助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
 - (2)助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
 - (3)助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (4)助成事業の実施により導入する設備を発注した後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
 - (5)助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関から受けた後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
 - (6)助成事業の実施により導入する設備については、原則として平成27年2月28日までに導入を完了するものであること。ただし、交付決定日（変更を除く。）から最長2年間まで延長できることとする。
 - (7)助成事業の実施により導入する設備については、新潟県内に設置するものであること。
 - (8)助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資等については、やむを得ない理由がある場合を除き、繰上償還を行わないこと。
 - (9)この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
 - (10)この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (11)助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。